

久留米市立図書館雑誌スポンサー募集要領

1 雑誌スポンサー募集の目的

図書館の雑誌カバー及び雑誌架を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、久留米市立図書館（以下「図書館」という。）の新たな図書館資料を確保し、もって市民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とします。

2 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサーに雑誌の購入代金を負担していただき、提供された雑誌を図書館に配架します。提供雑誌の最新号カバー表面及び雑誌架に雑誌スポンサー名を表示し、雑誌の裏面には広告を表示することができます。

なお、雑誌の調達は久留米市が行います。また、図書館へ納入された雑誌は久留米市の所有となります。

3 雑誌スポンサー及び広告の対象

- (1) 雑誌スポンサーは、企業・商店・団体等で、個人は除きます。
- (2) 本市の「広告事業実施要綱」第4条に該当する広告は掲載しません。
- (3) 本市の「広告事業掲載基準」第4条及び第5条に該当する広告は掲載しません。

4 対象とする雑誌

図書館が作成した「提供希望雑誌リスト」より選定していただきます。リスト以外の雑誌の提供は、中央図書館長が図書館資料として適当と判断した場合に認められます。

5 広告の規格・表示方法及び配架図書館

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面及び雑誌架に、図書館がスポンサー名等の表示をします。
- (2) 最新号カバーの裏面に広告を掲示できます。広告は片面印刷のものとし、大きさは雑誌カバーに収まるサイズとします。なお、広告は雑誌スポンサー申込者が作成してください。
- (3) 表示期間は広告掲載期間内の発行雑誌とし、広告の内容を変更する場合には、あらかじめ中央図書館長と協議することとします。
- (4) 提供雑誌を配架する図書館は、雑誌スポンサー申込者に選択していただきます。
- (5) 雑誌の配架位置は各図書館長が決定します。

6 広告の期間

広告の期間は原則として1年間（4月1日から翌年3月31日まで）とし、年度の途中からの場合は掲載を決定した月の翌月から翌年の3月31日までとします。また、期間満了の2月前までに、雑誌スポンサーから雑誌の提供中止届（第4号様式）の提出がない場合は、自動的に更新するものとし、その後も同様とします。

7 申込の受付

申込は、随時受付します。

8 雑誌スポンサーの選定

雑誌スポンサー制度の申込があった場合は、広告内容を審査・確認し、雑誌スポンサー決定・却下通知書（第2号様式）で通知します。

9 申込方法

雑誌スポンサー制度申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、図書館に持参、電子メール、ファクシミリ、又は郵送のいずれかの方法により提出してください。提供先図書館への同一の雑誌に複数の申込があった場合は、提供希望期間が長い申込者を優先し、提供希望期間が同じ場合は抽選とします。

10 雑誌スポンサーの決定

雑誌スポンサーの可否は、雑誌スポンサー決定・却下通知書（第2号様式）により通知します。

1.1 提供雑誌購入代金の支払い方法

雑誌スポンサーに提供していただく雑誌代金の支払いは、久留米市が指定する納入業者に直接お支払いください。

- (1) 支払いは一括先払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は、年度末に精算してください。ただし、納入業者が了承した場合は、これ以外の方法での支払いも可とします。
- (2) 振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とします。
- (3) 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休刊または廃刊した場合は、広告期間も終了するものとします。

1.2 広告内容の変更

雑誌スポンサーが雑誌に掲示した広告の内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の2月前までに、広告内容の変更届（第3号様式）を館長に提出し、審査会の承諾を受けた後に掲示することになります。

1.3 雑誌の提供中止届

雑誌スポンサーが雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の2月前までに、雑誌の提供中止届（第4号様式）により館長に提出してください。

附 則

この要領は、平成29年1月1日から施行する。